

第3章 計画の基本理念

1. 計画の基本理念

だれもが安心して子どもを育てることができ、
すべての子どもが心豊かに成長できるまち

本市次世代育成支援計画では、市民や企業、行政が連携して、だれもが安心して子どもを育てることができ、すべての子どもが心豊かに成長できるまちをめざし、子育て支援に関する施策を総合的かつ計画的に取り組んできました。

子どもは本市にとっての希望であり、未来をつくる大切な存在です。子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは、一人ひとりの子どもや保護者の幸せにつながります。

子育ては「第一義的には父母その他の保護者が責任を持つ」ことが基本であり、子どもの基本的な生活習慣や能力を育てる重要な役割を保護者が担うことが大切です。また、すべての子どものいのちと権利が尊重され、親子がともに成長し合えるよう、地域や企業、行政が連携し、社会全体で本市の子育て家庭を見守り応援していくことが大切です。

「子どもの最善の利益」の実現を第一に考え、すべての子どもと大人が未来に希望を抱き、子育てに喜びと幸せを感じ、様々な体験・交流から、心豊かに成長していけるよう、「だれもが安心して子どもを育てることができ、すべての子どもが心豊かに成長できるまち」を基本理念とします。

2. 計画の基本目標

基本理念を実現するための基本目標を以下のように掲げます。

基本目標 1

人格形成の基礎が培われ、生きる力を育む「教育・保育」の環境づくり
～「幼児教育・保育、学童期教育・保育」～

幼児期は生涯にわたる人格形成の基礎が培われる極めて重要な時期です。幼児の生活は主に、家庭、地域社会、幼稚園・保育所において連続的に営まれています。家庭は、愛情としつけを通して、心の基盤が形成される場であり、地域社会は自然とのふれあいや様々な人とのかかわりを通して、豊かな体験が得られる場です。そして、幼稚園・保育所は、同年齢・異年齢の幼児同士の集団生活を通して、子どもの自立に向けた基礎が育成される場です。また、このような様々な場を通して、自我が芽生え、豊かな情緒が育ち、他をともに協調し思いやる心、感動する心といった生きる力が育まれます。これらは、家庭での養育力、地域社会による子育て応援力、幼稚園・保育所での教育力があいまって可能になります。

本市では、このように家庭、地域社会、幼稚園・保育所が相互に連携して、それぞれのもつ養育力、応援力、教育力が高められる環境を整備し、総合的な幼児教育・保育を推進します。

基本目標 2

保護者が主体的に子育てが行える環境づくり

子どもたちの健やかな成長のためには、保護者自身が子育てに自信と喜びを感じ、ゆとりを持って子育てができるよう支援することが求められています。

悩みや不安を抱えながら子育てを行っている保護者も多く、様々な機会・交流を通して保護者同士がつながりを持ち、心にゆとりをもって子育てができるよう、保護者同士の交流を深める機会の充実を図ります。

命を大切にする心や思いやりの心は、乳幼児期からの親子の愛着関係の形成や家族との触れ合いを通して育まれます。家庭教育が子どもの人格形成において大きな役割を担っていることを理解してもらうなど、保護者が子育てを通じて親として成長する「親育ち」の過程と合わせて支援していきます。

基本目標 3

健やかに子どもを生き育てる環境づくり

次代を担う子どもたちが健やかに生まれ育つことは、誰もが抱く共通の願いです。子どもが心身ともに健やかに成長するためには、保健・医療体制を充実させ、親と子どもの健康の維持や増進が必要です。子どもが心身ともに健やかに生まれ育つよう、妊娠から出産、乳幼児期に至るまでのきめ細かな母子保健サービスの提供と小児医療体制の充実を図ります。また、子どもの発達段階に応じた食に対する配慮、子育てに関する情報の提供と相談体制の整備に取り組んでいきます。

基本目標 4

すべての子ども・子育て家庭を支える仕組みづくり

子育て家庭を孤立させないことは、地域の子育て支援の基本といえます。

少子化や核家族化の進行に伴い、近所とのかかわりも薄れる中、子育て家庭の孤立化や子育てに対する不安感や負担感の増大が懸念されています。そのため、共働き家庭だけでなく専業主婦やひとり親家庭、虐待を受けた子どもや障害のある子どもを養育している家庭など、すべての子育て家庭への支援が求められています。このような観点から、子育て支援のための拠点を整備し、各種サービスの充実を図るとともに、子育てをする親同士の交流の場や地域での子育てに関する情報提供に努めるなど、子育て家庭を地域社会全体で支援していきます。

基本目標 5

仕事と子育てを両立させる社会環境づくり

男女の意識や価値観が変わり、仕事やライフスタイルも多様化しています。このような状況から、様々な雇用形態や就労環境のもとで働く男女の子育てと仕事の両立を支援するために、保育サービスを受けやすい環境づくりと保育の充実を図っていく必要があります。男女がともにやりがいや充実感を持って働きながら、仕事上の責任を果たし、家庭や地域活動等へ参画していけるよう、長時間労働を

前提とした働き方、仕事中心の働き方の見直しを呼びかけるとともに、多様な働き方についての啓発を行うなど、仕事と子育てが両立できる環境の整備を図っていきます。

3. 計画の体系

だれもが安心して子どもを産み育てるこころがけ、すべての子どもが心豊かに成長できるまち

基本目標 1 人格形成の基礎が培われ、生きる力を育む「教育・保育」の環境づくり
～「幼児教育・保育、学童期教育・保育」～

取り組み方向

- (1) 脳科学理論に基づく 16 か年教育の推進
- (2) 幼児教育・保育事業等の推進
- (3) 地域子ども・子育て支援事業の推進

基本目標 2 保護者が主体的に子育てが行える環境づくり

取り組み方向

- (1) 子どもの活動場所の充実
- (2) 地域の子育て力向上のための支援の充実
- (3) 次世代の育成・啓発

基本目標 3 健やかに子どもを産み育てる環境づくり

取り組み方向

- (1) 子どもと母親（父親）の健康づくりへの切れ目のない支援
- (2) 子育て相談、情報提供の推進
- (3) 小児医療体制の充実

基本目標 4 すべての子ども・子育て家庭を支える仕組みづくり

取り組み方向

- (1) 子育て家庭への経済的支援
- (2) 養育・教育支援を必要とする家庭への支援
- (3) ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進

基本目標 5 仕事と子育てを両立させる社会環境づくり

取り組み方向

- (1) 男女共同参画社会の推進
- (2) 子育てと仕事との両立に対する職場理解の促進
- (3) 父親（男性）の育児力等向上への取り組み
- (4) 安心して子どもを預けられる場の提供

